

# 所得税の確定申告／町・県民税の申告について

所得税の確定申告と町・県民税の申告の相談及び申告書の受付を2月17日(月)から3月17日(月)までの期間、役場や公民館で行います。

## 所得税の確定申告はお早めに

確定申告書の作成は、「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の確定申告書、青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書などは印刷して書面で提出することができ、電子申告(e-tax)を利用して提出することもできます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

## e-taxで申告してみませんか

e-taxとはインターネットを利用して申告ができる便利なシステムです。e-taxを利用して所得税の申告をすると、次のようなメリットがあります。

- ①添付書類の提出又は提示を省略できます。
  - ②還付金を早く受け取ることができます。
  - ③所得税の確定申告期間中は24時間利用可能です。
- 詳しくは、e-taxホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 納期限と振替納税のご案内

確定申告による所得税の納期限及び口座振替日は次のとおりです。納付には便利で確実な振替納税をご利用ください。

納期限 3月17日(月)  
 振替日 4月22日(火)

## 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。町・県民税の申告をしてください。所得税の還付が発生する場合は確定申告をすることになります。

## 記帳義務の拡大

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要のない方を含む)について必要となります。

## 平成25年6分の所得税から復興特別所得税が適用されています

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、復興特別所得税が創設され、平成25年分の所得税から適用が始まります。個人の方に係る復興特別所得税の概要は以下のとおりです。

### ● 納税義務者

所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

### ● 課税対象

平成25年から平成49年までの各年分の基準所得額が復興特別所得税の課税対象となります。

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されています。

### ● 課税標準

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

(注) 基準所得税額とは、日本に居住する非永住者以外の方については、全ての所得に対する所得税額となります。

### ● 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることとなります。

$$\text{〔算式〕復興特別所得税} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

### ● 確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになります。

## 町・県民税の申告について

個人の町民税・県民税の申告は、毎年1月1日現在の住所地の市町村に前年中(1月～12月)の所得金額などを3月17日までに申告することになります。この申告は、町民税・県民税を計算するための基礎資料となるだけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、児童関連手当の算定、国民年金保険料の免除申請などに必要となりますので、該当する方は所得がない場合でも必ず申告してください。

申告がないと所得・課税証明書や非課税証明書が発行できません。

## 臨時福祉給付金の支給について

平成26年4月から消費税が8%になることに伴い、臨時福祉給付金の支給が決定されました。その対象者確認を円滑に行うために、平成25年中に所得がなかった場合でも、必ず住民税の申告をお願いします。

ただし、次の方は申告する必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をする方
- ② 給与所得のみで勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方
- ③ 公的年金等の所得のみで、所得控除を追加しない方
- ④ 前年中に所得がなかった方で、扶養者から扶養親族として町に申告がされている方

## 給与所得者や年金所得者で副収入があった方へ

住民税は各種所得を合算して税額を算出するため、副収入の所得金額により確定申告が不要となった場合でも住民税の申告は必要です。

〔副収入の例〕 営業、農業、外交員報酬、定置網組合の配当、地代、家賃、原稿料、講師謝礼、シルバー人材センターの配分金、外国為替証拠金取引(FX)に係る収益など

## 申告時にご持参いただくもの

- 印鑑
- 給与・公的年金等の源泉徴収票
- 営業、農業所得者は収入・支出が分かる書類、帳簿等(※1)
- 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける方)(※2)
- 寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)

| 対象                                       | 日時(土日除く)                     | 会場                  |
|--|------------------------------|---------------------|
| 南条地区の全集落                                 | 2月24日(月)～28日(金)<br>午前9時～午後4時 | 南条地区公民館             |
|  | 3月10日(月)～13日(木)<br>午前9時～午後4時 | この期間は役場本庁での受付はできません |
|  | 上記以外                         | 南越前町役場本庁            |
| 対象                                       | 日時(土日除く)                     | 会場                  |
| 南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋                       | 3月6日(木)<br>午前9時～午前11時        | 鹿蒜公民館               |
| 合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯・宇津尾・橋立・広野              | 3月6日(木)<br>午後1時～午後3時         | 堺公民館                |
| 久喜・長沢・馬上免・古木・上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杣木俣           | 3月7日(金)<br>午前9時～午前11時        | 古木生活改善センター          |
| 新北府・北府・山王・日吉・天王・稲荷(湯尾)・八幡・旭(湯尾)・八乙女・燧・社谷 | 3月7日(金)<br>午後1時～午後3時         | 湯尾生活改善センター          |
| 今庄地区(旧今庄町)の全集落                           | 上記以外                         | 今庄総合事務所             |
| 対象                                       | 日時(土日除く)                     | 会場                  |
| 甲楽城                                      | 3月3日(月)<br>午前9時～午後3時         | 甲楽城公民館              |
| 糠・杉山・八田                                  | 3月4日(火)<br>午前9時～午後3時         | 糠公民館                |
| 河野地区の全集落                                 | 上記以外                         | 河野総合事務所             |

## 申告相談日程表

確定申告と町・県民税の申告の両方を受付いたします。大変混雑いたしますので、時間余裕をもってお越しください。左記の日程で都合の悪い方は、役場・総合事務所で3月17日(月)まで受付いたします。

● 申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付の時に必要)

※1 農業の収支計算は農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です。

※2 平成25年中に支払った医療費から保険金等で補填された額を差し引いた残額が、10万円以上または所得の5%以上である場合

## 問合せ

町民税務課 [Tel 47-18014](tel:4718014)  
 武生税務署 [Tel 22-10890](tel:2210890)  
 今庄・生活福祉G [Tel 45-11111](tel:4511111)  
 河野・生活福祉G [Tel 48-12111](tel:4812111)

〔税理士による申告相談〕 2月17日(月)、南越前町役場本庁に税理士の方が来庁され、申告相談を実施します。受付内容は還付申告が中心で、申告書はe-Taxで送信可能です。ぜひこの機会をご活用ください。